

## 日常の指導体制

### 管理職

- ・ 徳育教育の推進
- ・ 地域との連携

### いじめ防止委員会 【管理職】【生活指導部】【養護教諭】

- ・ 外部機関との連携
- ・ 年間指導計画の立案と実施
- ・ 校内研修（教職員向け）の企画
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・ 調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・ 要配慮生徒への支援方針の検討
- ・ いじめ防止基本方針作成、見直し

### 未然防止

#### ○学校生活の充実

- ・ 意欲的に取り組む授業づくり
- ・ 部活動の充実
- ・ ホームルーム活動の充実
- ・ 定期的に面談を実施
- ・ 徳育教育の充実

#### ○保護者・地域との連携

- ・ いじめ防止基本方針等の周知

### 早期発見

#### ○情報の収集

- ・ 教員の観察、養護教員からの情報
- ・ 相談、訴え
- ・ アンケートの実施
- ・ 面談の実施
- ・ 相談体制の確立

#### ○情報の共有

- ・ 報告経路の明示、報告の徹底
- ・ 職員間での情報共有（職員会議）
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引き継ぎ

## 緊急時の組織体制

いじめ認知



報告

生活指導部

※校長への報告と指示を仰ぐ



いじめ対策委員会招集

### いじめ対策委員会

#### 【構成員】

校長・教頭・生活指導部員・学年主任・学級担任・部活顧問・寮舎監・養護教諭等

#### 1. 調査方針、方法等の決定

##### ①調査・事実関係の把握、客観的な事実関係の調査

###### ・特定

被害生徒→事情の聴取と継続的な支援。

加害生徒→事情確認後速やかに自宅待機。

保護者→事実関係の説明と情報の適切な提供。

###### ・一部（観衆、傍観者）

###### ・全体（全校、学年、クラス）

##### ②関係機関との連携

・県総務課、警察、福祉関係、医療関係等

##### ③指導方針の決定

#### 2. 指導体制の確立

①職員会議で全教員と情報共有。組織的に「いじめ」をやめさせる。

②解決への継続指導、支援、経過観察

③再発防止、原因究明

#### 3. 事態収束の判断

被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒との関係が良好となっている。



事態収束

日常の指導

指導体制の充実